

香川地方最低賃金審議会

第5回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年8月20日(水) 13:15~15:36								
開催場所	高松サンポート合同庁舎北館7階 702会議室								
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人						
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人						
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人						
主要議題	(1) 香川県最低賃金額改正の審議について								
議事要旨	<p>主な審議事項</p> <p>(1) 香川県最低賃金額改正の審議について</p> <table border="1"><tr><td>労働者側委員</td><td>(1回目) +73円、時間額1,043円を提示。 現行の本県より最低賃金額が高い隣県との額差を是正する金額とした。</td></tr><tr><td>使用者側委員</td><td>(1回目) +45円、時間額1,015円を提示。 連合の2025年春季生活闘争回答集計の賃上げ(月例賃金)の平均賃金方式300人未満計の定昇相当込み賃上げ率4.65%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り捨てて1,015円とした。</td></tr><tr><td>公益委員</td><td>中央最低賃金審議会の答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安+3円で採決することとした。</td></tr></table> <p>公益案の目安+3円で採決。 退室：労側3名 賛成：公側2名、使側3名、計5名 により、公益案で本審へ報告することとした。</p>			労働者側委員	(1回目) +73円、時間額1,043円を提示。 現行の本県より最低賃金額が高い隣県との額差を是正する金額とした。	使用者側委員	(1回目) +45円、時間額1,015円を提示。 連合の2025年春季生活闘争回答集計の賃上げ(月例賃金)の平均賃金方式300人未満計の定昇相当込み賃上げ率4.65%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り捨てて1,015円とした。	公益委員	中央最低賃金審議会の答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安+3円で採決することとした。
労働者側委員	(1回目) +73円、時間額1,043円を提示。 現行の本県より最低賃金額が高い隣県との額差を是正する金額とした。								
使用者側委員	(1回目) +45円、時間額1,015円を提示。 連合の2025年春季生活闘争回答集計の賃上げ(月例賃金)の平均賃金方式300人未満計の定昇相当込み賃上げ率4.65%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り捨てて1,015円とした。								
公益委員	中央最低賃金審議会の答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安+3円で採決することとした。								